

近世日本國民史

豊臣氏時代 丙篇

## 【一六】沼田事件

板部岡江  
雪齋上京江  
氏政の上京期たる、天正十六年十二月も、空しく暮れて、翌十七年の春、北條氏は、沼田事件に就て、具申せしむ可く、其の土板部岡江雪齋を上京せしめた。秀吉は其の申分を詳かに聞き、裁決を與へた。沼田三萬石の三分の一は、北條に與ふ可し、其の一分名胡桃は、眞田墳墓の在る地なれば、其の儘眞田領たる可し。眞田の代地は、追て徳川より償はしむ可し、因て氏政、氏直父子、何れか速かに期を定めて入朝せよ。且つ一書を致して、其の證とせよと。

これは北條家に取りては、洵に寛大の沙汰であつた。北條たるもの、宜しく此の機を捉へ、家康を保障者として、秀吉と握手す可きであつた。然も彼等は尙ほ五里霧中であつた。

沼田分割の處理により、父氏政本年十二月上旬、上洛す可しとの一札を

差し出した。仍て秀吉は富田知信、津田信勝を、信州上田に遣はし、眞田を諭

して、沼田分割の事を處理せしめた。氏直は愈よ其の目的を達し、其の叔父北條氏邦をして、之を管せしめた。氏邦は其の部下猪俣範直を、此れが城代とした。

當時關東、東北の形勢は、既に北條氏を去りて、秀吉に就いた。同年八月、常陸下妻の城主多賀谷量經、同下館の城主水谷勝俊は、書を秀吉に上りて、秀吉の東征を促した。曰く北條氏の暴戾も、今や極つた、宜しく御出馬あれ、我等先鋒たらんと。然も秀吉は之を慰撫して曰く、北條父子既に降参した。將さに監使を發して、關東、東北の處理を爲さんとす、宜しく其の到著を待てと。同時に常陸太田の城主佐竹義重、及び同年六月、伊達政宗に追はれて、會津を逃亡し、〔参照 本篇一〇、蘆名氏の滅亡〕今や其の身を父義重の許に寄せつゝある、蘆名義廣も亦た重經に託して、書を秀吉に贈り、其の東征を促した。其の他出羽米澤より、即今會津の黒川に移りたる、伊達政宗、陸奥三戸城主南部信直、下總結城城主結城晴朝、安房館山城主里見義康、下野烏山城主那須資晴、下野宇

關東東北  
秀吉に通  
ず

沼田分割  
の處理

都宮城主宇都宮國綱、出羽山形城主最上義光等、何れも去年以來、秀吉に書聘を通じ、恭順の意を致した。斯る周邊の形勢に氣付かず、北條一家が、徒らに箱根の天嶮を恃みとし、秀吉の來らざるを恃みとし、家康の親類たるを恃みとし、尙ほ左祇右悟、容易に其の約束を實行しなかつたのは、如何にも自から覆滅を招く所以であつたと云はねばならぬ。

然るに更に茲に一の難題が出來した。沼田の城代猪俣範直は、武藏七黨の一員で、固より鬪白秀吉あるを知らぬ、所謂る生え抜きの關東武者であつた。されば北條家年來の望みの地たる沼田を受取り、上野一國全く其の手に入つたに、單り吾妻郡の名胡桃のみ、其の支配に漏るゝこと、如何にも口惜しき次第なれば、所詮乘取るに若かずと、同年十月手勢を率ゐて、之に押寄せ、眞田留守居の番兵を打ち散らし、遮二無二之を奪ひ取つた。是に於て眞田昌幸は、其の情報を秀吉に致し、同月二十九日、京都聚樂第に達した。秀吉は北條の不信、無

秀吉は北條を恐れど油斷をせず

猪俣範直  
名胡桃を奪取

懷柔は下策  
征伐は上策

状を怒り、十一月初旬、大谷吉繼を家康に遣はし、最後の決心を示した。此の事たるや、秀吉に取りては、縱令意中の事でなかつたにせよ、決して苦痛の事ではなかつた。秀吉の力を以てすれば、北條を征伐するは、決して一六勝負の冒險ではない。否な北條を懷柔すれば、手數はかゝらぬが、北條の積威は、依然として存續し、然も北條、徳川親姻の間柄で、左提右挈する場合には、秀吉に取りて、決して油斷は出來ぬ。此の際に寧ろ北條を叩き潰せば、其の憂なきのみならず、北條の領地、三百萬石弱は、宙に浮み来る譯だ。

されば秀吉の爲めに謀れば、懷柔は下策で、征伐が上策であつたに相違ない。但だ如何に關白の威光を以てしても、出師の名義なきが心配であつた。然るに今や北條は、秀吉に向つて、自から其の名義を提供した機敏なる秀吉、如何でか之を攫まざる可き。彼は電光の如く、直ちに之に乗じた。これが則ち手切交書の發表である。

橋本製本

昭和十年三月五日普及版印刷

近世日本聖臣氏時代丙編

昭和十年三月十日普及版發行

第六回配本

著者 德富猪一郎

東京市神田區錦町二丁目十六番地

株式會社明章印刷所

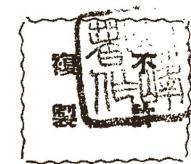
印 刷 所

三 樹 退 三

東京市神田區三崎町二丁目二番地

印刷者 會社明章印刷所

細 谷 祐 三



發行者

東京市神田區錦町一丁目十六番地

發行所

東京市神田區錦町  
一丁目十六番地

株式會社 明治書院

振替 東京四九九一番